

新ましこ 未来計画 のはなし

第34回 | 子育て応援手当の拡充
紙おむつ購入助成

紙おむつ等購入助成について

この事業は、子育て世帯の経済的負担の軽減、地域経済の活性化を目的としており、平成31年4月1日以降に出生した0歳児、1人あたり、紙おむつ等購入の費用2万4千円分の地域通貨で保護者の方に助成するものです。

配布の方法は？

- 保健センターで
- 出生時の面接（栃木県からおむつSサイズ1袋を配布）
- 4か月児健診
- 9か月児健診
- 12か月児健康相談時に（地域通貨各8千円相当を配布）を配布します。



少子化対策や地域通貨を活用することにより地域経済活性化を図ることも目的です！

新ましこ未来計画では、基本目標の一つ「幸せを感じる暮らしをつくる」を達成するための施策として「子育て応援手当」の支給を実施しています。今回は、その事業の拡充と、新たに事業が開始となる「紙おむつ等購入助成事業」についてご紹介します。

子育て応援手当とは

これまで18歳以下の児童1人あたり、1万円分の地域通貨（益子スマイル通貨）を保護者の方に経済的支援として支給してきました。

拡充する内容は？

次年度に小学校に入学する児童1人に対して3万円分の支給（2万円増額）、同じく次年度に中学校へ入学する児童1人に対して5万円分の支給（4万円増額）をすることにとなります。

問 子育て応援手当について 健康福祉課 児童家庭係 ☎(72) 8865
紙おむつ購入助成について 保健センター ☎(70) 1121

消費生活
アドバイス
No.180

「大量・高額な学習教材」契約は慎重に！

事例

「無料の学力診断を受けませんか」と電話があり、無料ならと思い、中学1年の子供にテストを受けさせた。後日、業者がテスト結果の説明に訪問し、「今のままでは志望校の合格は難しい」と言われ、「今から当社の教材を使えば間に合う。必ず成績が上がる」と中学3学年分の教材セット60万円を勧められた。高額なので迷っていると「今ならキャンペーン中でタブレット端末が付く」と言われ、子供が気に入る、さらに「専用ダイヤルで指導する。塾に通うより安い」と執拗に説得され、その場で契約した。

1週間後に3年分の教材が一括で届き、実際に子供が教材を使い始めてわからないところがあつたので、業者に電話をしたが的確には教えてもらえず、家庭教師のような指導を期待したが違っていった。解約したい。

《消費者へのアドバイス》

■ 学習教材や学習指導の質は実際に利用してみないとわかりません。「必ず成績が上がる」と勧誘されても確実に成績が上がる保証はありません。最初から高額な学習教材の販売が目的の場合があります。契約を急がされても、その場ですぐ契約せず、冷静に検討しましょう。

■ 一度に大量・高額な学習教材を購入しても、子供に合うかどうか、子供が長期間使い続けられるかどうかわかりません。学習教材は最小単位で少なくとも学年ごと、必要な科目だけを契約しましょう。一般に書店等で販売されている教材などを比較するなど情報収集しましょう。

■ 契約してしまっても、訪問販売の場合、契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、クーリング・オフ（無条件解除）ができます。また、クーリング・オフ期間が過ぎてても、業者の勧誘方法に問題がある場合などは対応を求めることができます。早目に消費生活センターにご相談ください。



問 芳賀地区消費生活センター ☎(81) 3881